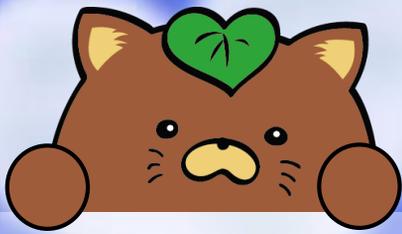


新婚世帯の新生活を



応援します！

甲斐市で新生活を始める新婚世帯に対して、**住居費、引越費用、リフォーム費用**などの一部を助成します。

補助上限額

39歳以下は

最大 **30万円**

29歳以下なら

最大 **60万円**

対象経費

- 住宅取得費用
- 住宅賃借費用
- 引越費用
- リフォーム費用

対象世帯

- 令和7年1月1日以降に婚姻した夫婦
- 婚姻日における夫婦の双方の年齢が39歳以下
- 夫婦の合計所得が500万円未満
- 申請時に夫婦の双方が甲斐市に住所を有すること

詳細は裏面へ

予算額に達した場合、令和8年3月31日より前に締め切る場合がありますので、**お早めの申請**をお願いします。

甲斐市結婚新生活支援事業 対象要件等

対象世帯【次のすべてに該当する世帯】

- ①令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ②夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ③夫婦の合計所得(所得証明書をもとに、前年の夫婦の所得を合算した金額)が500万円未満
※奨学金を返済している場合は、所得から年間返済額を控除する
- ④対象となる住居が甲斐市内にあり、申請時に夫婦ともに当該住居の所在地に住民登録をしていること
- ⑤他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ⑥過去に夫婦のいずれかが新規に婚姻した世帯を対象にした住居費及び引越費用等に係る補助金の交付(他の市区町村による交付を含む。)を受けたことがないこと
- ⑦夫婦ともに市税等の滞納がないこと

対象経費 (令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に要した経費)

- 住宅取得費用…婚姻を機に新たに市内で住宅を取得する際に要した経費(新築費用、建売物件や中古物件の購入費用)
 - 住宅賃借費用…婚姻を機に新たに住宅を賃借する際に要した費用(賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料)
- ※賃料及び共益費は夫婦が同居を始めた月以後の2月分に限る
※勤務先から住居手当が支給されているときは、賃料から住居手当分に相当する費用を除く
- 引越費用…婚姻を機とした引越費用のうち、引越業者または運送業者へ支払った費用
 - リフォーム費用…対象期間に婚姻を機に新たに住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

申請書類

申請書、婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本、夫婦の所得証明書、住宅手当支給証明書、物件の売買契約書及び領収書の写し、物件の賃貸借契約書及び領収書の写し、引越しに係る領収書の写し等

詳しくは… 甲斐市役所 市民協働推進課
TEL : 055-278-1704
FAX : 055-276-7214